



長野県報

7月21日(木)
平成28年
(2016年)
第2793号

目次

規則

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課) 1

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障がい者支援課) 2

解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) 2

平成29年度長野県立高等学校入学者選抜要綱(高校教育課) 3

公告

長野県飯田創造館の指定管理者の候補者の募集(文化政策課) 3

長野県佐久創造館の指定管理者の候補者の募集(文化政策課) 4

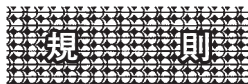
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課) 5

長野県男女共同参画センターの指定管理者の候補者の募集(人権・男女共同参画課) 5

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(8件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 7

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課) 11

都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課) 12



長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年7月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第11号

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和48年長野県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総合学科を置く高等学校」を「教育長が定める学科」に改める。

第3条第1項中「中学校」の次に「若しくは義務教育学校」を加え、「及び卒業生」を「若しくは卒業生又は中等教育学校の前期課程の修了見込みの者若しくは修了者(次項において「中学校等の卒業見込みの者等」という。)」に改め、同条第2項中「中学校」を「中学校等」に、「及び卒業生で、総合学科を置く高等学校以外の高等学校」を「等で、同条ただし書に規定する教育長が定める学科以外の学科」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

高校教育課